

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な事業成長を達成することによって、企業価値の最大化を図ることを目標としております。そのためにコンプライアンスの徹底、適切な情報開示等、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築及び企業の社会的責任を果たすべく、経営環境の変化に迅速に対応し、最適な経営管理体制の選択・改善・強化の努力を行ってまいります。

上記内容を実行することによって、株主・取引先・役職員等のすべてのステークホルダーから信頼を得て、良好な関係を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

全ての原則について、2021年6月改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づいた記載となっております。

【原則1-2 株主総会における権利行使】

補充原則1-2

当社は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえ、議決権の電子行使や招集通知の英訳を検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

補充原則3-1

当社は、株主構成における海外投資家比率を踏まえ、英語での情報の開示・提供を検討してまいります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1

当社では、当社を取り巻く事業環境の変化が激しい中で、中長期の経営計画を株主の皆様にコミットメントすることは、環境の変化に対応する柔軟性や機動性を損なう可能性があると考えております。そのため、当社では中期経営計画は公表しておりません。

補充原則4-1

当社では、現在のところ、最高経営責任者(CEO)等の後継者について、具体的な計画は行っておりません。今後、状況に応じて取締役会において検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4-2

取締役の報酬について、現時点では中長期的な業績を反映させる業績連動報酬や自社株報酬などのインセンティブの付与は実施しておりませんが、今後、必要に応じて導入を検討してまいります。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

補充原則4-3

当社では、CEOを解任するための一連の評価基準や解任要件は定めておりません。CEOが法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役を含む取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとしております。

【原則4-8 社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を2名選任しております。また、監査役3名全員が独立社外役員であり5名の独立社外役員を選任しております。取締役会においては、5名の独立社外役員が属性に応じた役割・責務を十分に果たしており、業務執行に対する適切な監督が行われる体制が保たれていますと判断しておりますが、今後の当社を取り巻く環境の変化等を勘案しながら、独立社外取締役の増員の必要性と候補者の選任を検討してまいります。

補充原則4-8

当社は、独立社外役員のみを構成員とする会合を設定していません。しかしながら、当社は社外取締役及び監査役との情報共有のため、特に重要な事項については、当社執行部との間で事前に意見交換を行う場を設けるなど、独立社外役員に対する十分な情報提供及び意見交換に努めています。これにより、独立社外役員は積極的に取締役会の議論に参加し、活発な意見交換を通じて、その責務を果たしていると考えております。

補充原則4-8

現在、当社には独立社外取締役が2名ありますが、経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に問題はないものと考えてあり、筆頭独立社外取締役は決定していません。今後更に増員を行った場合に検討してまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10

当社は、独立した諮問委員会は設置していませんが、重要な事項である取締役の指名、報酬について取締役会決議に先立ち、代表取締役社長より独立社外取締役へ説明し、意見聴取を行っております。従いまして、指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客觀性は担保されているも

のと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在、当社の取締役会は、取締役5名のうち2名が社外取締役で構成されており、取締役会全体として、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を備えております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役の選任にあたっては、性別・国籍に関わらず経験・見識・能力等を公正に評価し、取締役会の多様性の確保に努めてまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、社内において中期経営計画を策定の上、年次及び月次ベースで計画の策定・見直しを行っておりますが、補充原則4-1 と同様の理由により、中期経営計画の公表は行っておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[更新]

【原則1-4 政策保有株式】

当社では、現時点において政策保有株式としての上場株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、毎年定期的に関連当事者取引の有無を確認しております。また、競業取引及び利益相反取引などにあたる場合は、事前に取締役会において承認を要することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、従業員の福利厚生の一環として、企業型確定拠出年金制度を導入しており、当社はアセットオーナーとして企業年金の積立て等の運用に関与しておりませんが、加入資格を有する従業員に対して、制度や資産運用に関する教育研修を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念、経営戦略等については、有価証券報告書、決算短信等にて、当社ホームページにて開示しております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬につきましては、当報告書の「取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者及び監査役候補者の選任については、当社役員として相応しい人格、経験、実績及び専門性を有する人物を候補者とすることとし、取締役会決議にて選任しております。また、職務執行に不正又は重大な法令・規則違反等があった場合は、取締役会で解任の決議をすることとしております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の選任理由は株主総会招集通知に記載することとしてあります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1

当社は取締役会規程及び業務分掌規程の決裁権限表に取締役会付議事項を定め、それらの決議にあたり、事前に常勤役員が出席する経営会議で協議の上、取締役会に上程し、決議しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11

当社の取締役会は、現在、業務執行取締役3名、独立社外取締役2名の5名で構成されています。豊富な経験、見識及び優れた人格を有する者の選任を基本的な考え方としております。

補充原則4-11

当社は、役員の重要な兼職について合理的な範囲にとどめており、取締役、監査役の兼務状況を定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に毎年開示することとしております。

補充原則4-11

現在、当社では取締役会の実効性の分析・評価を実施しておりませんが、今後、分析・評価を行うことを検討してまいります。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14

当社では、取締役・監査役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得や能力の向上を図ることをトレーニングの基本方針としております。各取締役及び監査役は、各人の判断で社外研修を受講しており、当社がその費用を負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主及び投資家の皆様との建設的な対話の促進に取り組んでおります。

(i) 管理部経営企画課をIR窓口と定め、管理部管掌の役員をIR担当役員としております。

(ii) 管理部経営企画課が各部と連携し、情報収集を行っております。

(iii) 株主総会、決算説明会に加え、ホームページを通じた情報提供を行っております。

(iv) 対話を通じて得られた株主・投資家からの意見は、都度、経営陣に報告する体制を取っております。

(v) 決算発表前の一定期間は、株主・投資家との対話が行われないようIR活動を制限することとしております。インサイダー情報の管理につきましては、「インサイダー取引防止規程」に基づき、インサイダー情報の管理の徹底を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
プログレス株式会社	800,000	23.52
角井 亮一	395,200	11.62
光輝物流株式会社	364,000	10.70
行川 久代	250,000	7.35
イー・ロジット従業員持株会	217,600	6.40
株式会社SBI証券	156,100	4.59
白木 政宏	100,000	2.94
株式会社フルキャストホールディングス	90,000	2.64
楽天証券株式会社	53,800	1.58
大森 茂	44,000	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 「大株主の状況」は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- プログレス株式会社は当社代表取締役である角井亮一が株式を保有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
秋元 征紘	他の会社の出身者										
奥谷 孝司	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」。

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋元 征紘		該当事項はありません。	秋元征紘氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有しており、当社の経営全般の監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。

奥谷 孝司	該当事項はありません。	奥谷孝司氏は、大手グローバル流通チェーンの商品開発・マーケティング部門において、また、上場会社のオムニチャネル担当専門役員として、豊富な経験と高い見識・能力を有しており、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。
-------	-------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室と密に連携をとるとともに、また、監査法人とも定期的に三者(監査役、内部監査人、会計監査人)の連絡会を開催し、積極的に情報交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。
また、三様監査(監査役監査、内部監査、会計監査人監査)ミーティングを行い、それぞれの監査の実効性と品質を高めるため、お互いに独立した関係でありつつ、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野田 博文	他の会社の出身者													
芹沢 俊太郎	公認会計士													
黒川 久幸	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野田 博文		該当事項はありません。	小野田博文氏は、長年に渡り、物流会社の監査役として培われた専門知識・経験等を有しており、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。
芹沢 俊太郎		該当事項はありません。	芹沢俊太郎氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。
黒川 久幸		該当事項はありません。	黒川久幸氏は、物流の専門知識・経験等を有しており、高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。 また、取引所が定める独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、記載していません。また、取締役及び監査役の報酬等は、社内・社外の別でそれぞれ総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総額の上限の範囲内で、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

各取締役の役割、責任、会社業績等を総合的に勘案し、社外取締役に意見を聴取し、取締役の個人別の報酬額を決定することとしております。また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別や監査業務等の内容を勘案し、監査役会で決定しております。

- (ア)各取締役が業績への貢献等をもとに報酬案を代表取締役に提出
- (イ)代表取締役が各報酬案を精査し最終報酬案を策定
- (ウ)社外取締役に最終方針案の意見を聴取
- (エ)代表取締役が報酬を決定

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員(取締役・監査役)への連絡を含む事務・その他職務の補助については、管理部が行っており、必要に応じて取締役会での議題や資料等について事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新]

1. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長である角井亮一を議長として、取締役5名(うち2名は社外取締役)で構成されております。取締役会規程、職務権限規程等の社内規程に基づき、当社の業務執行全般の意思決定及び各取締役の業務執行状況の報告を行っております。なお、取締役会は毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会で経営の基本方針を含む重要事項の決議又は報告を行っております。また、監査役による取締役の業務執行状況の監督が行われております。

2. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役である小野田博文を議長として、社外監査役3名で構成され、内訳は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名であります。監査役会は、取締役会への出席を通じて、取締役の業務執行及び会社経営の適正性を監視しております。

3. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長である角井亮一を議長として、代表取締役社長のほか、常勤取締役、常勤監査役で構成され、経営会議規程、職務権限規程等の社内規程に基づき、原則毎月1回、取締役会に次ぐ重要な会議体として、重要事項に関する情報の共有や協議を行っております。

4. リスクコンプライアンス委員会

当社のリスクコンプライアンス委員会は、代表取締役社長である角井亮一を委員長として、代表取締役社長のほか、常勤取締役、常勤監査役、内部監査責任者等で構成され、リスク管理規程、コンプライアンス規程に基づき、経営に関するリスクやコンプライアンスについての重要事項を協議しております。なお、委員会の開催は、原則四半期に1回としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

社外役員は他の会社の役員経験者、公認会計士の5名であり、各自が豊富な実務経験と専門的知識を有しております。さらに監査役全員を社外監査役としてすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っております。これらのことから、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を行う予定としてあります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、集中日を回避した日程を設定するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社説明会・決算説明会の積極的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期決算発表後の決算説明会の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社IRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部経営企画課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社は、企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンスを遵守した健全かつ公正な企業活動を行い、ステークホルダーや社会から信頼される企業として、役職員の一人ひとりが守るべき基準をCSR(企業の社会的責任)の基本方針として制定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様第一主義 私たちは、お客様第一主義に基づき、お客様の立場で物事を考え、その先のお客様に満足して頂けるサービスを提供し続けます。 2. コンプライアンスの遵守 私たちは、関係法令、その他社会的規範、定款及び社内規程等を遵守し、コンプライアンスを優先した行動をします。 3. 健全かつ公正な企業活動 私たちは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を示すとともに取引先との良好な関係を築き、健全かつ公正な取引および企業活動を行います。 4. 働きやすい環境づくり 私たちは、労働関係法を遵守するとともに、役職員の人権や多様性(人種、国籍、宗教、性別、年齢、病気、家族構成等)を尊重し、働きやすく能力を発揮できる環境をつくります。 5. 透明度の高い経営 私たちは、財務・会計内容を公正・適正な記録し、積極的な情報開示を行うことで、透明度の高い経営を行います。 6. 社会から信頼される企業 私たちは、コンプライアンス遵守や公正な企業活動等を行うことで、企業の社会的責任を果し、社会から信頼される企業となります。
<p>ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定</p>	<p>当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、会社ホームページ及び適宜開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人が、法令、定款及び規程を遵守し、倫理観、法令遵守、社会的責任及び社会貢献を徹底するため、業務遂行上の行動規範を定める。
- (2) 当社は、コンプライアンス管理体制を構築する部門を設置し、必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、法令等の遵守について役職員に周知する。
- (3) 当社の内部監査部門は、法令等の遵守状況に留意した内部監査を行う。
- (4) 当社は、法令等の遵守に反する行為等について、内部通報を利用できる体制を整備し、内部通報制度運用規程を定める。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会規程及び文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報は、これらに従い文書（電磁的媒体を含む）に記録し、必要に応じて閲覧できるように保管する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、代表取締役をリスク管理責任者とする。リスク管理体制を構築する事務局を設置し、定期的にリスクの洗い出しを行い対策を検討する。必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、リスク管理について役職員に周知する。
- (2) 当社の内部監査部門は、リスク管理に留意した内部監査を行う。
- (3) 当社の監査役は、会社のリスク管理に問題があると認められる場合は、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限を明確にする。
- (2) 当社は、取締役会を毎月1回開催する他、経営の重要事項に関する取締役の情報共有及び協議を行うため、常勤取締役、常勤監査役及び幹部社員を構成員とする経営会議を毎月1回開催する。

5 監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「監査役補助者」という）を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で、合理的な範囲で監査役補助者を任命する。監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って業務を行う。
- (2) 監査役補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査役会の同意を得た上で決定する。

6 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社は、取締役会の他、経営上の重要事項については経営会議にて協議及び報告することとし、常勤監査役は当該会議に出席して情報の収集にあたり、その内容を把握する。
- (2) 当社の監査役は、内部監査の実施状況の報告を内部監査人より受けることとする。また、役職員からの内部通報の内容について担当部門より報告を受ける他、直接内部通報を受けられる体制を整備する。

7 報告者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報制度運用規程により禁止する。

8 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社の監査役は、職務の執行に必要な費用について当社に請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

9 その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、監査役会を月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催する。
- (2) 当社は、監査役会が決定した監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査計画を尊重し、監査役監査の実施と環境の整備に協力する。
- (3) 当社の監査役は、内部監査人及び会計監査人と定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等を行う。
- (4) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請等を行う。

10 反社会的勢力排除を確保するための体制

- (1) 当社は、反社会的勢力との関係を排除することを目的として、反社会的勢力排除・対応規程を定め、これに基づき行動する。

11 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムの整備、運用及び評価を継続的に行い、不備に対する是正処置を講ずる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力によりステークホルダーが被害を受けることを未然に防止する観点から、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で挑むとともに、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より、関係行政機関、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。具体的には管理部を中心として取引先への新聞記事検索サービスを使った反社会的勢力チェックや、反社会的勢力排除・対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルの制定・運用を行うなど反社会的勢力との関係遮断に向けた組織態勢を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

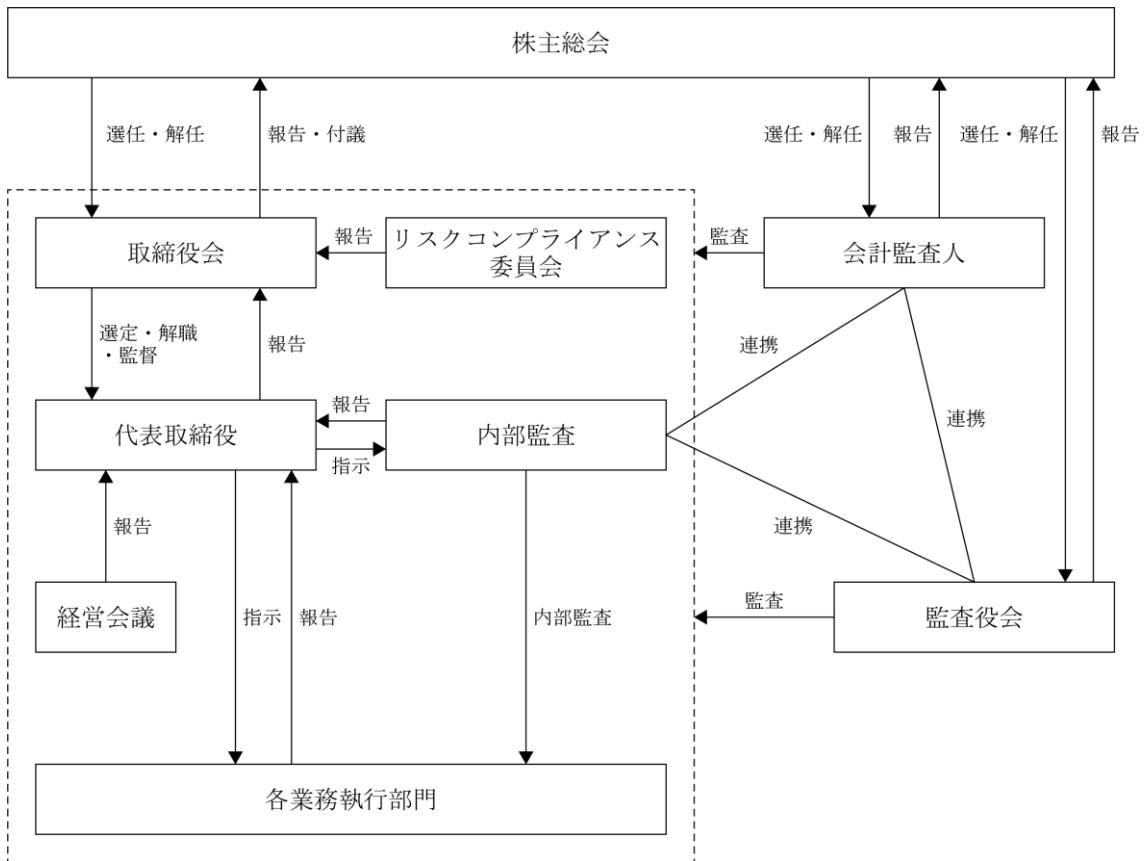
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

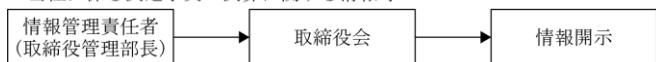
当社では、適時適切な情報開示及び説明責任を果たすことは経営の透明性、公正性を高める上で非常に重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの観点からも重要であると認識しております。そのため、株主等の理解を促進させる会社情報については、その開示を積極的に行っていくとともに、社員に対する周知・啓蒙についても積極的に行ってまいります。

【模式図（参考資料）】



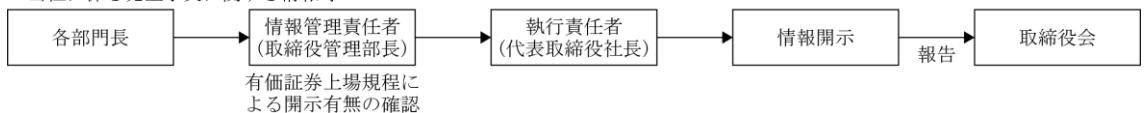
【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



- ・取締役会上程案件の取りまとめ
- ・有価証券上場規程による開示有無の確認

<当社に係る発生事実に関する情報等>



有価証券上場規程による開示有無の確認